国民年金からの

を開始しました 「学生納付特例制度」 の受付

れば学生も加入し、保険料を 20歳以上であ 人確認書類)、

国民年金は、

印鑑、 申請

保険料の免除等を受けてい

金額(年額) されます。

は 「200円×付加 加算される付加年 齢基礎年金に付加年金が加算

乗せして納めると、

将来の老

時の保険料に一定の加算金が 取る年金額は減少しません。 たのと同じ扱いになり、受け ※3年度目以降の追納は、当

市民課・市民福祉課

ド(もしくは通知

手続先 任意加入被保険者(6歲未満) 国民年金第1号被保険者 年金手帳又はマイ カード(もしくは通知 市民課・市民福祉課

400 円× 240 月 $= 96,000 \, \square$ ・将来受け取れる 付加年金額 200 円× 240 月 = 48,000円(年額)

年度の学生証(コピー可。 は在学証明書 載の場合は両面コピー)又 ただし、有効期限が裏面記

追納をおすすめします

追納すると初めから納めてい 内であれば後から保険料を納 算入されますが、 めること(=追納)ができ、 る年金額は保険料を全額納付 た期間は、受給資格期間には した場合より少なくなります。 ただし、この期間は10年以 将来受け取

受け取るために必要な期間

年金を

つきます。 過去10年以内に、免除、

予)、学生納付特例を受け 納付猶予(若年者納付猶 た期間のある人 年金手帳又はマイナン

カードと運転免許証等の本

アこだま内)

保険料の納付が猶予さ

場合、 利用できます。 保険料を納めることが困難な 納める必要があります。 れる「学生納付特例制度」が し、学生のため収入が少なく、 承認された期間は、

※18歳到達年度末日までの子、又は20歳未満で障害年金の障害等級1級又は 2級の子がいる場合、別途「子の加算」があります。

よる障害・

死亡のときの障害

利用できません。

料の免除等を受けている人は ※国民年金基金加入者や保険 んだ月分からとなります。 ※付加保険料の納付は申し込 保険料を納めた月数」です。

れるうえ、

病気や事故などに

(=受給資格期間)

に算入さ

平成30年度

※20歳から60歳までの40年間、国民年金保険料を全額納付した場合の年金額です。

16,340円 (平成29年度から150円引き下げ)

779, 300円 (昨年度から据え置き)

974, 125円

779, 300円

希望者は忘れずに申請してく

付を開始しましたので、

納付要件にも算入されます。 基礎年金及び遺族基礎年金の

4月より平成30年度分の受

※保険料は、まとめて前払い(前納)することで割引が受けられます。

階)・市民福祉課

付されます。ご自身の詳しい年金額についてはそ日本年金機構より年金額についてのお知らせが送

現在年金を受給されている人には、

6月上旬に

手続先

市民課(市役所)

(アスピ

の学生

前年所得が一定額以下

毎年度必要です。

ちらでご確認ください

バーカード(もしくは通知 年金手帳又はマイナン

ドと運転免許証等の本

付加保険料の総納付額

険料として月額400円を上 付加保険料の納付 毎月の定額保険料に付加保

受け取る年金額を増やすには 人確認書類)

-ドと運転免許証等の本

11 平成30年5月1日号

給資格を得られる場合が 受給できなかった人が受 た期間が不足して年金を

市民税・県民税のお知らせ

▶平成30年度市民税·県民税税額決定通知書

給与から特別徴収されている人には、5月中旬に

税額決定通知書を勤務先へ、普通徴収及び公的年金

から特別徴収されている人には、6月11日側に納税

平成30年度(平成29年分)所得・課税証明書は

6月11日側から発行を予定しています。所得・課税

証明書を発行できる人は次の1~4に該当する人で

す。該当しない人は、市に課税資料がないため、申

告をした後でなければ証明書を発行できません。収

入がない人、家族の扶養になっている人も同様です。

3勤務先から給与支払報告書が市へ提出されている人

※所得・課税証明書は市民税・県民税の税額決定後

に発行できます。なお、申告後発行まで1か月程度

4公的年金等支払報告書が市へ提出されている人

かかる場合もありますのでご注意ください。

及び納税通知書を発送します

通知書又は税額決定通知書を発送します。

所得・課税証明書の発行について

▶平成30年度(平成29年分)

●市民税・県民税申告をした人

2確定申告をした人

めることができません) 経過すると時効により納

★市民課国民年金係

後納制度を利用するこ

25) 1

14

市民福

●普诵徴収

方法です。

れます。

●給与からの特別徴収

●公的年金からの特別徴収

将来受け取る年金

祉課市民税務係☎⑦

熊谷年金事

務所☎048

と(=後納)ができます

保険料は2年を

定の加算金がつきます。 には、当時の保険料に一

▶市民税・県民税の納税方法

納税義務者本人が納付書又は口座振替により、6

月、8月、10月、翌年1月の4回の納期で納める

給与支払者が納税義務者の毎月の給与から特別徴

収税額を天引きし、6月から翌年5月までの12回

日本年金機構などの年金保険者が納税義務者の年

金から公的年金所得に係る特別徴収税額を天引き

し、4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月

の6回で納税義務者に代わって納める方法です。平

成30年度も引き続き対象者となる人は、前年度の

納税通知書又は税額決定通知書に記載されている

税額が4月、6月、8月支給の年金から天引きさ

※4月1日現在、65歳以上で介護保険料が年金から

天引きされている人は、公的年金からの特別徴収対

象者となります。なお、初めて特別徴収が開始され

る年度は、10月支給の年金から天引きされます。

で納税義務者に代わって納める方法です。

成30年9月までの3年間

用できません。

※過去3年度以前の後納

金を受給している人は利

※6歳以上で老齢基礎年

特例で納めるこ

平成27年10月から平

れのある保険料につい

過去5年以内に納め忘

れはありませんか? 国民年金保険料の納め忘

所へお問い合わせくださ

★課税課☎251123

利用希望者は年金事務

あります。